明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令（**財務**五〇）　二
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一〇三）　一七
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・環境**三）　一九
○動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令（**国土交通**七六）　三
〔告　示〕
○関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件（**財務**一七〇）　二六
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**同**一七一）
○有機加工食品の日本農林規格の一部を改正する件（**財務・農林水産**一八）　三三
○有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**一九）
○有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**二〇）
○有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**二一）
○有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**二二）
○有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品の生産行程についての検査方法の一部を改正する件（**同**二三）
○有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（**同**二四）
○日本農林規格等に関する法律施行令第二条第一項の農産物等に係る主務大臣が定める基準等の一部を改正する件（**同**二五）
○日本農林規格等に関する法律施行令第二条第二項の畜産物等に係る主務大臣が定める基準等の一部を改正する件（**同**二六）　三三
○日本農林規格等に関する法律施行令第十八条第三号の飲食料品に係る主務大臣が定める基準の一部を改正する件（**同**二七）
○有機農産物の日本農林規格の一部を改正する件（**農林水産**一二八〇）
○有機飼料の日本農林規格の一部を改正する件（**同**一二八一）
○有機畜産物の日本農林規格の一部を改正する件（**同**一二八二）
○有機料理を提供する飲食店等の管理方法の日本農林規格の一部を改正する件（**同**一二八三）
○有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二八四）　三三
○有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二八五）
○畳表の日本農林規格の一部を改正する件（**同**一二八六）
○畳表についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二八七）　四三
○漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件（**同**一二八八）
○漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十二号の規定に基づき農林水産大臣が定めた期間を定める件の一部を改正する件（**同**一二八九）　三五
○特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（**同**一二九〇）　三六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件の一部を改正する件（**経済産業**九七）　三七
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（**同**九八）
○中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく同号の金融取引の調整を指定する件（**同**九九）　四七
○旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（**同**一〇〇）
○旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（**同**一〇一）　四八
○ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（**同**一〇二）
○温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件の一部を改正する件（**経済産業・環境**七）　四九

（以下次のページへ続く）